

平成 31年 1月 11日

株主各位

東京都港区愛宕二丁目五番一号  
三井住友アセットマネジメント株式会社  
代表取締役社長 松下 隆史

臨時株主総会招集及び剰余金配当に関する基準日設定公告

当社は、平成 31 年 2 月に開催予定の臨時株主総会において剰余金の配当を目的事項とすることとしております。

つきましては、平成 31 年 1 月 31 日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載された株主をもって、当該臨時株主総会において議決権を行使することができる株主並びに同株主総会で決議予定の剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告いたします。

以上